

食品安全委員会緊急時対応専門調査会

第7回会合議事録

1. 日時 平成16年11月5日(金) 15:00 ~ 16:48

2. 場所 委員会中会議室

3. 議事

(1) 危害要因別緊急時対応マニュアルについて

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

丸山座長、飯島専門委員、岡部専門委員、春日専門委員、小泉専門委員、
近藤専門委員、但野専門委員、土屋専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員、本間委員

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、杉浦情報・緊急時対応課長、鈴木(章)
課長補佐

5. 配布資料

資料1 危害要因別緊急時対応マニュアルの作成にあたって検討すべき事項

資料2 過去に発生した食品に関わる事例

資料3 - 1 危害要因別緊急時対応マニュアルの体制に着目した分類
(案)

資料3 - 2 危害要因別緊急時対応マニュアルの科学的知見に着目し
分類(案)

- 資料 4 緊急事態等において想定される食品安全委員会の具体的な対応の流れ～前回の調査会において提示した危害要因の分類について検討した場合の考え方
- 資料 5 - 1 緊急事態等において行うべき食品安全委員会の対応
- 資料 5 - 2 緊急事態等において想定される食品安全委員会の具体的な対応の流れ～危害要因を食中毒とした場合の考え方
- 資料 6 食品安全関係府省における緊急時対応マニュアルの位置づけ
- 資料 7 食品安全委員会について
- 参考資料 1 - 1 食中毒健康危機管理要領
- 参考資料 1 - 2 食中毒処理要領
- 参考資料 2 - 1 緊急時対応専門調査会に当面審議を求める事項
- 参考資料 2 - 2 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱
- 参考資料 2 - 3 食品安全委員会緊急時対応基本指針

6 . 議事内容

丸山座長 それでは、ただいまから食品安全委員会緊急時対応専門調査会第7回を開催させていただきます。

本日出席の委員は9名でございます。元井専門委員、吉川専門委員、田中専門委員、渡邊専門委員が欠席しております。

まず、議事に入らせていただく前に、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

鈴木(章)課長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料を幾つかめくっていただきますと、資料1といたしまして「危害要因別緊急時対応マニュアルの作成にあたって検討すべき事項」というもの。

資料2といたしまして「過去に発生した食品に関わる事例」、エクセルのファイルでございます。

資料3 - 1といたしまして、「危害要因別緊急時対応マニュアルの体制に着目した分類(案)」。

資料3 - 2といたしまして、「危害要因別緊急時対応マニュアルの科学的知見に着目した分類(案)」。

資料 4 といたしまして、「緊急事態等において想定される食品安全委員会の具体的な対応の流れ～前回の調査会において提示した危害要因の分類について検討した場合の考え方」というもの。

資料 5 - 1 といたしまして、「緊急事態等において行うべき食品安全委員会の対応」。

資料 5 - 2 といたしまして、「緊急事態等において想定される食品安全委員会の具体的な対応の流れ～危害要因を食中毒とした場合の考え方」。

資料 6 といたしまして、「食品安全関係府省における緊急時対応マニュアルの位置づけ」。

資料 7 といたしまして、「食品安全委員会について」。

それから参考資料として、1 - 1 といたしまして「食中毒健康危機管理要領」。

参考資料 1 - 2 といたしまして、「食中毒処理要領」。

参考資料 2 - 1 といたしまして、「緊急時対応専門調査会に当面審議を求める事項」。

参考資料 2 - 2 といたしまして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」。

参考資料 2 - 3 といたしまして、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」。

以上となっております。過不足等がありましたらお申し出いただければお届けいたします。

丸山座長 ありがとうございます。前回の専門調査会に引き続きまして、御案内のように本日も「危害要因別緊急時対応マニュアルについて」の検討を予定してございます。前回の調査会ではマニュアルの分類について検討をいただきましたが、このときの意見を踏まえて事務局側でもって今日の検討事項について整理しておりますので、これを基に検討していただきたいと思っております。

まず、危害要因別緊急時対応マニュアルの作成に当たって検討すべき事項を整理されたものについて、事務局から御説明をいただきたいと思います。杉浦課長、お願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 お手元の資料 1 を御覧ください。危害要因別緊急時対応マニュアルの作成に当たりまして検討すべき事項について、前回

の調査会でいろいろ意見をいただいたわけですが、前回の調査会において専門委員から指摘があった事項が でございます。それから、 といたしまして今回の調査会において検討すべき事項というものを整理してみました。

前回の調査会におきましては各委員からたくさんの意見をいただきましたが、その中でここにございます主に3つの御意見があったということで集約できるのではないかと思います。1つ目は、ケーススタディを行い、過去の事例に当てはめてみた上で検討を行うのがよいのではないかと。2つ目は、前回提示した危害要因の分け方、具体的には短期または長期、生物学的または化学的、または物理的要因といった分け方で、とりあえずマニュアルを作成していくのがよいのではないかと。3つ目は、個別マニュアルに入る前にまずマニュアルの共通骨格を作成した上で個別対応が必要なものを検討していくのがよいのではないかとといった議論がございました。

今日は危害要因別緊急時対応マニュアルの作成に当たりまして、こういった意見を踏まえまして事務局と座長と相談の上で整理させていただきまして、今日の専門調査会で検討すべき事項ということで 1の「危害要因の分類の考え方」、2の「食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方」、この2点を中心に議論していただきたいと考えております。

まずは1の「危害要因の分類の考え方」でございます。詳細につきましては後ほど鈴木補佐の方から説明しますけれども、マニュアルとしては政府全体版と食品安全委員会版の2つを作成するというのを念頭に置いて御検討いただきたいのですが、このうちの食品安全委員会版といいますか、食品安全委員会部分のマニュアルを作成するという視点に立って考えると、ここにございますように3つの論点があるのではないかと思います。

1つは、ケーススタディを活用して危害要因別のマニュアルを作成するというので、これは前回にも御検討いただいたわけですが、危害要因の違いによって情報収集、情報提供、連絡体制、リスク管理措置等において対応の違いがどの程度あるのかということについて考える必要があるのではないかと思います。

それから、2番目ですけれども、前回の調査会におきまして御提示させていただきました危害要因別分類に沿った作成というものも検討をしてみま

したけれども、提示した危害要因の分類に基づいた危害要因別マニュアルを実際に作成することが可能かどうか、その実現性についても御検討いただければと考えております。

それから、これは特に前回議論されたわけではございませんけれども、既に厚生労働省におきましては危害要因別のマニュアルの一つといたしまして食中毒マニュアルというものが作成されております。したがって、取り掛かりとして食品安全委員会の食中毒マニュアルというものを作成してみてもどうかということで、仮に食中毒マニュアルの食品安全委員会版というものを作成したらどうなるかという骨格を用意しております。これについても御議論をいただければと考えております。

次に、の2の「食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方」についてでございます。先ほどから御説明差し上げております危害要因別マニュアルの食品安全委員会版に加えて、政府全体の対応について規定した政府全体版マニュアルを作成するという観点からも、食品安全委員会とリスク管理機関の連携の在り方について御議論いただければと考えております。特に食品安全委員会に対する国民の期待というのは大きいものがございますので、国民の期待と、それから食品安全委員会が持っている権限といいますか、事務所掌というものがございますので、この2つの観点から御検討いただきまして、どういった政府全体版マニュアルの作成が可能かということについて御議論いただければと考えております。以上です。

丸山座長 ありがとうございます。ただいま杉浦課長の方から説明をいただいたのですが、今日御検討いただくのは資料1にございます「危害要因の分類の考え方」と、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方」という主に2つの議題になると思われま。

まず、「危害要因の分類の考え方」という議題を最初に検討してまいりたいと思っております。先ほどの御説明の中にございましたように、危害要因の分類ということについては今までも御議論してきたように、どういうふうに分類をしたらいかががかなり難しいという現実がございますが、今の杉浦課長からのお話では、既に厚生労働省にある食中毒のマニュアルというものを一つのモデルにして食品安全委員会バージョンというのでしょうか、そういうものを検討していく中で考えていったらどうだろうというような御提

案もございました。

一方では、前回の調査会でもって指摘があった事項をどういうふうに事務局の方で検討し、整理をされたかということもこの議論の中で大事になってまいりますので、その辺りを含めてもう少し具体的に御説明いただいてから御議論に入った方がいいのではないかと思いますので、資料が今日はたくさんございますが、その資料を使いながら、より具体的な説明をいただいた方がいいのではないかと思います。事務局の方からよろしく御説明をお願いしたいと思います。

鈴木(章)課長補佐 では、資料を用いて説明をさせていただきます。重ね重ねで大変恐縮ですが、前提としてまず今回検討すべき事項の中で「危害要因の分類の考え方」というところを便宜上と申しますか、まず食品安全委員会のパーツを考える。最終的には政府全体のものを考えますが、食品安全委員会のものでつくるという観点でまずお聞きいただければと思います。

では、資料1を御覧ください。前回指摘があった事項の最初の丸にございますように、ケーススタディを行い、過去の事例に当てはめた上で検討を行うのがよいのではないかと御意見を7月に開いた調査会でいただいております。この御意見に基づきまして事務局の方で「危害要因の分類の考え方」の1つ目の丸で、ケーススタディを行い過去の事例に基づいた検討ということを考えてみました。こちらに関しまして、検討した結果というアウトプットで今日示せるものは資料2になります。

資料の2はどのような構成になっているかと申し上げますと、これは過去に食品が何らかの形で関係しているような事例の事実関係を集めたものという資料でございます。1枚目、2枚目は食品安全委員会が去年の7月にできたわけですが、できるよりも前に起こっていたようなものを集めております。3枚目につきましては、食品安全委員会ができた後、緊急事態と言うかどうかは置いておいて、事例があったものを整理しております。1ページ目に戻っていただきますと、まず3つほど食中毒関連のものがございます。釈迦に説法かとは思いますが、その中には先生の方がよく御存じの0157、黄色ブドウ球菌、サルモネラというようなものが発生しております。そして、次のカラムのところに被害状況として患者の総数、それから不幸に

して亡くなられた方々の数、発生の年度、そして次のコラムに概要といたしましてどのような事件であったかということ、その他といたしましては大きなところでどのような対応が行われたか。例えば、0157でしたら関係閣僚会議が開催されたというような事実関係を記載しております。

それから最後の行のところでございますが、「毒物混入事件」と書いてございます。こちらは和歌山で起きました毒入りカレーの事件について、食品が関与する明らかな事件としてこういうものがありましたということに記載してございます。

1枚めくっていただきますと「社会混乱」というようなカテゴリーになってございますが、1つ目がダイオキシン類というもの、こちらに関しましては世界的にTDIの数値というものが徐々に下げられていったという事実がございました。その中で政府の対応といたしまして閣僚会議が設置されたり、それから基本指針というもの、特別措置法というものができたというようなことがありました。ヒトの健康に関わるようなものの事例といたしまして、これは食品のものではございませんが、イタリアのセベソというところで起こった爆発事故に関連するようなものでダイオキシンのいわゆる発がん性が評価されたり、それから厚生労働省で現在でもフォローしているところですが、焼却施設での労働者に関するダイオキシンの暴露調査が行われているという事実関係が記載してございます。

「社会混乱」の最後といたしまして内分泌攪乱物質、いわゆる環境ホルモンと言われるものでございます。こちらにつきましてアメリカであったかと記憶していますが、『アワ・ストールン・フューチャー』という書物が出版された後に、当時日本でも多摩川のコイ等で雌雄同体というものが出たということ。それから、そういったものに関しまして研究のレベルで国際シンポジウムが開かれたり、ミレニアムプロジェクトとして取り上げられたというようなことがあったということが記載してございます。

もう一枚めくっていただきますと、3枚目で「食品安全委員会発足以後のもの」となっております。こちらは「社会混乱」と「食品危害情報」という2つのカテゴリーをつくりましたけれども、原因として鳥インフルエンザ、これは食品を介してヒトの健康を害するようなものは報告がないとされているものではございますが、先生方も記憶にあるようなことが世の中であり

まして、「国民の皆様へ」というような通知が最終的に出されているというもの。それから、米国でのBSEでは輸入停止措置というものがリスク管理機関で行われたというようなこと。下2つにつきましてはアマメシバとアカネ色素、こちらは食品安全委員会でリスク評価を行ったというようなものが記載してございます。

以上、資料2は事例を列挙させていただいたものでございます。こちらの資料を提示させていただいたのは、前回検討の課題でケーススタディというものをやって、その中でひとつひとつ見ていくことでマニュアルをつくるエッセンス、一つの項目、あるいは一つの事件からの教訓等が得られることによってマニュアルに反映させるというような地道な作業をやっていってもいいのではというようなことでしたので作成をさせていただきました。検討させていただく上で、本来であればこの事例に従って、例えばマニュアルというのはこのような項目が必要ではないかというようなことをお示しすべきことなのかとは思いますが、事務局でいろいろ検討したのですが、なかなか作成をしていくこと、事例を見てそれをダイレクトにレビューして一つひとつを洗い直して項目を立てていくというようなことはなかなか難しい作業でございまして、作成をするという観点からはこの先、進めていくことがちょっと厳しいのではないかと考えてございます。それを踏まえまして、今回検討すべき事項の中で過去の考え方の中で疑問を投げかけさせていただいているような次第でございまして。

続きまして、前回我々の方から危害要因の分類というものの案を提示させていただいたかと思えます。それが資料3-1、3-2でございまして。こちらは前回の検討でこの提示をさせていただいた中で、先生方からこのままつくってみてはどうかというような意見がございました。それが資料1にございます前回指摘された事項の2つ目の丸でございまして。この丸に従いまして、我々も検討を重ねてまいりました。

おさらい的な意味を込めまして3-1と3-2を御説明させていただきますと、3-1にございますようにまずマニュアルでございましてその体制、社会の中の仕組みなどを考えますと短期間で発生するようなもの、1回目では何か暴露した後に健康被害が生ずるようなもの、例えば食中毒のように目の前で人が倒れていってしまう。いわゆる危害情報よりも先に健康被害の

状況というものがニュースソースになるようなものと、長期間を置いて発生するような危害、発がん性ですとかプリオン病ですとか、目の前ではなかなか見えにくいものですが、いずれそういうことが出るかもしれないというような知見に基づいたもの、こういった危害によって食品安全委員会の観点からすると対応の過程が変わるのではないかというようなことを提起させていただいておりました。それから、食品の事件・事故というような形になりますと、関与の仕方はリスク管理が中心になるということからまた違うのではないかというようなものを示したのがAのところでございます。

Aで示しているのが食品安全委員会の先生方につくっていただきました基本要綱という関係府省で合意をとった事項でございますが、Bの方で書いてあるものは総理官邸の方でイニシアティブをとるような災害というものが現実的にございます。原子力の関係でございますとかテロの関係といったものは官邸主導で動くものというような形になりますので、こういったハザードもあってもいいのかというクエスチョンではございましたけれども、つくってお示ししたのが3 - 1でございました。

それから、資料3 - 2を御覧ください。科学的知見の色合いによって分けたものはどうだったのかということをお示ししました。こちらは、食品安全委員会ですので一義的には食品に起因するものだけということになりますが、分類を整備する上で前回食品に起因するもの、しないものを両方お示したという経緯がございます。その中で食品に起因するようなものというのは当然生物学的な要因、化学的危険要因、物理学的危険要因、こういったようなものに分けられるのではないかというようなことをお示しさせていただいております。

実は、この結果に基づきまして資料4でございますが、危険要因を分類したとしてどのような形に物ができていくのかということを検討させていただきました。この1枚目にあるのは今のような要因の中で一般的に情報が流れていき、どのような対応を食品安全委員会内でするかという仮定の下で簡単なマニュアルをつくるたたき台としてつくらせていただいたものです。この中で先ほど危険要因別のマニュアルをつくるということであれば、その危険要因が変わることによってそれぞれ違うものができ上がるということに理屈としてはなるかと思いますが、どのような違いができるのかということ

を検討いたしました。

それが2枚目以降でございます。別紙1と2枚目でございますが、まず先ほど御説明した資料3-1にありました長期的なもの、短期的なものの区分で分けたときですね。この中で変わってくるのは資料4の1枚目にあります右側の四角の3つ目の「情報収集等」というものと、それから左側の四角の一番下でちょっと太いフォントになっております「緊急事態等の収束」、収束宣言等ということイメージしておりますが、こういったところで例えば情報の色合いが短期と長期ということで違ったとしたらどのような違いが出るのかということ、を箇条書きに、できるだけ違いが出るように検討したものがこちらでございます。

この中で、先ほど御説明させていただきました短期的なもの、いわゆる食中毒のようなものでは食中毒をまず抑えるということ。目の前で健康被害を受けているような方々が出てきているということから、リスク管理機関の情報が中心になるのではないかと。そうしますと、一時的にはリスク管理機関との情報共有というものが最初に大切なのではないかと。一方、長期的なもの、いわゆる発がん性が海外で指摘されているもの、あるいはオーソライズされたようなもの、こういったものになったときには専門家の意見が中心になるのではないかと。ということで、主語がリスク管理機関か専門家という違いしか我々が検討した過程では見出せないのかなと。当然これは両方とも最終的には必要になるということで、結論から申し上げるとなかなか区分が難しいのかなということでございます。

それから、2番の「緊急事態等の収束」というところでも、リスク管理機関から患者さんが出てこなくなったという報告を受けて終わったり、再発防止策というものが取られるというようなことが報告されて終わったりするというようなことがマニュアル的には想定できますけれども、長期的なものということでありますと専門家によってこういうことを検討した結果、その評価についてはどうでしたというようなことが報告されて、落ち着く場合は落ち着くのかなというような違いと、先ほどのものと合わせて極端に顕著な違いというものなかなか見出せなかったというのが検討の長期と短期の結果でございます。

もう一枚めくっていただきますと今度は科学的知見、色合いに基づいて生

物学的な危害要因、化学的な危害要因、それから物理学的な危害要因というもの、これがどういったものかということを上に記載してございますが、科学の色合いで考えたとき、食品安全委員会で考えると端的に申し上げますと我々の委員会もその中の一つでございまして先生方にはいろいろと仕事をさせていただいているわけですが、こういったところの専門的な知見を活用する場合に、こういった危害要因によって既存である専門調査会に若干色合いをつけることは可能なのかと。

ただ、これは一覧表でつくれるだけでありまして、なかなか情報を動かしていくような話、食品安全委員会内の話といたしましては違いをこのカテゴリーでつくっていった場合にはつくるのが難しかったという検討結果でございました。

その検討結果をお示しするのが資料4でございます。実は前回、先生方から御指摘いただいたものの作業の方針といたしましてはこの2つでございましたが、なかなかできません、できませんということだけで調査会を開くことも難しいこともございまして、座長等とも相談した上で、我々が食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、それから食品安全委員会緊急時対応基本指針という関係府省版と安全委員会版というものをつくらせていただいておりますが、これをつくる以前から厚生労働省では健康危機管理基本指針というもの、健康に着目した形で厚生労働省がどのような形で対応するかというようなことを規定したものがございました。この中で、食品に一番関係するものとして食中毒という象徴的なものが実は既に存在するというを以前から資料等でお示ししていたのですが、出ていたことがございます。

そこで、我々も作業を何らかの形で進める必要があるということで、参考資料の1-1と1-2でございます。2ページ目以降が、厚生労働省で作成しています現物でございます。1ページ目は今回項目等も検討することなので、我々の方でこの中からいわゆる章や項というものを抜き出した紙を1枚付けさせていただいております。このように、健康危機管理基本指針というものの下に健康の観点の中で食品に関わる部分として食中毒健康危機管理実施要領がつけられ、それから当然それを転がしていく上で処理していくのにどのような情報を取らなければならないかということを見ていくのが食中毒処理要領として厚生労働省としてつくられているというのがこの2つ

のものでございます。

この項目等を見ながら、我々の方の食品安全委員会が仮に食中毒というハザードで作業を進めた場合にはどのようなことになるのかということを含わせて検討させていただきました。その結果、どのようなことがあるか。もし仮にマニュアルをこれで作った場合には、食品安全委員会がどのようなことをしていくかを示したのが資料5 - 1と5 - 2でございます。

5 - 1は、マニュアルをつくる上でどのようなことを気にしていかなければならないかということをもっと少しでも議論をしやすくするために列挙したものでございます。今まで先生方には基本指針、それから基本要綱というものの検討の中でこのようなことを何回も検討していただいておりますが、今までの抽象的なものから更に具体的なものに移るに当たりまして、またこういったところも踏まえてやらなければならないのかなということで記載させていただいております。

考え方といたしまして、情報収集が中心になることも考えられますが、どうすべきなのか。緊急時のどのような情報入手すべきかというようなこと。それから学術的な根拠、こういったもののデータの集め方とか、こういったところがマニュアル的には必要なのかもしれない。

それから、情報を収集して更に今度は提供するというステップがあるかと思いますが、どのような情報発信が食品安全委員会に望まれているのかという社会から見た目も気にしなければいけないということ。それから、国民に提供していくべき情報というのはどういうことなのかということも検討していただいた方がいいのかなと。

それから、この食品安全委員会はリスク評価を行うところでございますので、その本来業務というのは例えば食中毒であれば食中毒でどういったことが緊急時に必要なのかということは若干の議論があってもいいのかなと。

それから、緊急時においてリスク管理機関へ、いわゆるこういうリスク評価に基づきますと強硬手段といたしましては勧告というものもございしますが、そういったものや、あるいは委員会として意見を出すというようなことは想定ができるのかどうかということも念頭に若干置いた方がいいのかなということでございます。それから、食品安全委員会がよくやっておりますが、何か起こったときにリスク管理機関から報告をいただく。その報告をい

ただいたときに、いろいろな学術的な見地から助言のようなものをさせていただくというようなことが実際的に有効なのかということも念頭に置いてもいいかと思ってこのようなことを記載しています。

この抽象的なものを踏まえまして、実は5 - 2の方でより具体的に、実はこちらは食中毒に特化するというよりは一般的なものにはなっております。この中で先ほどお示しした流れをまずそのまま流用させていただいて、その中で2枚目以降でございますが、マニュアルを構成するパーツとなるべき部分を示させていただいております。

例えば様式1でございますが、食品危害情報というものを受けたとする。これは食中毒の通報受付票というふうに読み替えていただいても構いませんが、そのときに例えば受けた人間がこの様式を満たすことができれば、必要な情報が網羅できるような様式を想定してまず項目をつくってみました。これについて、先生方から食中毒ということを進める上でも一般的なことを進める上でも必要なもの、不要なもの、あるいは的確なアドバイスをいただければと考えております。

2枚目がハザードシートとなっておりますが、収集すべき情報としてどういう情報が必要なのかというような項目をフォーマットにしたもの。それから、疾病という観点から切ったら今度はどのようなことになるのかということがその次の資料です。

そして5ページ目以降でございますが、先ほどの1枚目に戻っていただきますと、まず第1報の通報を受理してから情報の連絡を行って局内の協議が行われ、委員会という場が開催されます。その中で対応というものが検討されていくわけですが、そのときにまず何を準備しなければならないのかということをチェックリストとして項目を羅列したものが5ページ目から続いております。

まず1つ目のところが、第1報の通報を受理したときどういったことをしなければならないのかという通報を受け付けた者、常にトレーニングされた人間が受け付ければよいことではありますけれども、そうとばかりは言えない。マニュアルでございますので、そういった場合にも対応できるような形にするには、例えばこのような通報受理、情報の連絡ということをちゃんとしたかどうかということをチェックリストとして記載し、チェックができる

ようなものの素案をつくってございます。

同じように、次のページで第1報の情報連絡という段階におきまして、まず必要な資料と、それからどういったことに気をつけなければならないか、情報連絡というものが速やかに行われたかということ。それから、リスク管理機関等の連絡窓口と第1報を連絡しているのかということ。それから、課の人間以外で局長、委員長といったところにもチェックリストというものをつくってございます。

次のページですが、当然そういった緊急事態が起こりますと1次参集要員という人間が定められます。その人間が集まったときにどういったことをすべきかというようなこと。このシートを用いましてそういう場で大事なこと、あるいは場合によっては不必要なこともあるのかかもしれませんが、項目を挙げて検討していただく素材としてございます。

その次が局内協議、8ページ目でございますが、まずどういったことを協議すべきかということ。それから、下にはオプションとして必要に応じて協議するような事項というものを記載しております。

9ページでございますが、これは連絡網と考えていただければよろしいと思います。通常どのような形でこういったものが連絡されるのかということ。

10ページは、先ほど申し上げました第1次参集要員というもの。

11ページは情報窓口で、意外と休日等に集まるということがございますと普段と違うことになり、情報の伝達が遅れるのでこういう一覧は必要だろう。

それから、関係試験機関等のリストアップしたものが12ページ以降にございます。

13ページですが、上から5個目のところに「国際貿易機構」と書いてございますものは「世界貿易機関」の誤りでございます。大変恐縮でございますが、資料の方をお直しいただければと思います。このようなものも情報収集先としてあるのかなということを最後のところまで、ニュースサイトを含めて列挙したようなものを資料として提示させていただいております。

以上が今回、準備させていただいております資料でございます。重ねて申し上げますと、資料1の今回検討すべき事項の「1. 危害要因の分類の考え方」というものがございますが、この中でケーススタディを前回示していただき

ましたけれども、なかなか作業をする身としては進めるのがつらいかなということ。

それから、2つ目の我々で示した分類は理屈上はあるんですけども、マニュアルをつくる上ではなかなか厳しかった。ついては、マニュアルの中で食中毒という観点でつくらせていただければ今、説明したようなスキームの中で、前回御指摘いただいた中の1つに関連すると思いますが、共通骨格を作成した上で作業を進めるという共通骨格、ハザードが変わっても同じになるのではないかなというようなものをベースにして、今後こういうものを作成していったらどうかというような御提示をさせていただいております。以上が私の方から説明でございます。御検討のほどをよろしくお願いいたします。

丸山座長 どうもありがとうございました。前回の検討事項の説明から、事務局で御検討いただいたことを大分進んだ形まで一気に御解説いただいたのですが、今お聞きのように、前回の検討事項を事務局なりに整理をしてみると、ケーススタディというのはやり方にもよるんでしょうけれども、このような形でやってみると先ほどの資料2のように、食中毒の事件をずっと並べていただいたり、社会的に不安なものを並べていただいたりしても、個別というマニュアルをつくるという切り口がなかなか出てきません。

それから、科学的知見ということで事務局も理論的にはという表現をしておられましたが、物理的とか生物学的とか、そういう形でもって分類をして個別のものがつくれるかといっても、なかなかその点もマニュアルをつくるという点では難しいのではないかなということで、その検討の作業がどうも先に進められない。行き詰まってしまうというような現実にぶち当たってしまう。

そこで、この緊急時で食中毒というのは非常に大きな部分になると思うんですが、マニュアルという点では既にリスク管理機関として厚生労働省が食中毒マニュアルというものを持っている。それを一つの題材に使ってこの食品安全委員会としてのものをつくってみるという検討に入ってみてはどうだろうか。そうすればいろいろなことが考えられるのではないかなというのが今の御説明だと思います。

1つ私の方から確認させていただきたいのですが、厚労の方に既にある食中毒のマニュアルというものの検討をしていくというのは、食品安全委員会

とリスク管理機関の連携の在り方ということも当然並行して検討せざるを得なくなることになるんだらうとは思いますが、またそうした連携を示すということが最終的には既にここで策定していただいた基本的事項ということに示されている政府全体の危機管理、危害要因別マニュアルを作成することにつながるのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 基本的にはそういう理解でよろしいかと思えます。念のために、前回の調査会でも説明いたしましたけれども、この専門調査会に危害要因別マニュアルの作成ということで与えられている任務についてもう一度ここで確認したいと思えますので、参考資料の2 - 1を御覧いただきたいと思えます。お配りした資料の後ろから3番目くらいかと思えます。

今年の7月8日の食品安全委員会において、この専門調査会へ審議を求める事項ということで決定されたものでございます。昨年この専門調査会で審議いただきました食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項第4におきまして、「緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアルを作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する」ということになっております。

それから、今年度の食品安全委員会の運営計画は4月1日に決定したものでございますけれども、この中でもこの専門調査会が「危害要因別の個別マニュアルの検討」を6、7月ごろから開始するということが記載されております。こういった規定に基づきまして、一番下にございますように危害要因別緊急時対応マニュアル案の検討・取りまとめを行うということがこの専門調査会に求められているわけです。

そこで、もう一度基本的事項から抜粋した部分に戻っていただきたいのですが、けれども、「緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアルを作成し」とございますように、これは最終的には委員会バージョンではなくて関係府省バージョンをつくっていただくというのが当専門調査会に与えられた任務でございますので、座長が今、話されましたような形で議論をしていただきまして、もちろん委員会バージョンというものも議論していただい

た上で最終的に連携の在り方について規定した関係府省バージョンというものをつくっていただくということがこの専門調査会に与えられた任務でございます。

丸山座長 そうすると、連携のことをきちんと詰めていけば、それは政府全体のものに必然的になっていくということでございますね。

杉浦情報・緊急時対応課長 そういうことでございます。

丸山座長 ありがとうございます。

それでは、議論に入る前の説明が大変長くなってしまったのですが、まず皆様方から御意見をいただくのは、前回の宿題というような形で2つほどの検討を事務局側で詰めていったということについて、御質問なり御意見なりがあったらまずはいただきたいと思います。どうぞ、御発言ください。

山本専門委員 前回欠席したものですから、そのときに既に議論されているかどうか分からないので、もしそうだったら申し訳ありません。資料3-2は生物学的なこととか、化学的なこととか、物理的なこととか、そういうふうに分けてマニュアルを作成するということなのですが、例えば何かが起こったときに最初にそれが食品に由来するものとわかって、それが微生物によるものか、化学物質によるものかわからないこととか、化学物質とはわかって原因物質が特定されない場合には、それが短期的な影響を及ぼすか、長期的な影響を及ぼすかわからない段階がまず最初にあると思うんです。そういう場合に、こういうふうに分けたマニュアルをつくって最初の何もわからないときに対応できるかどうかというところが1つあると思います。

例えばケーススタディの話が出ていましたけれども、何年か前に熊本の保育園だったと思うのですが、そこで食中毒が発生したときに、あとでその現場の方にお話を伺ったときに、まず最初にそれは微生物によるものか化学物質によるものかはわからないので両面を考えて、片方では化学物質を検査してもらい、片方では微生物を検査してもらって、結局微生物だった。非常に速やかに同時進行で対応できたいいい例としてよく言われていることを聞いたことがあります。そのように最初の不明の段階のときにはそれに対応した部分というものがなくなかなか難しいかと思いますが、その点はいかがでしょう。

丸山座長 それはこの間の専門調査会の際にも皆さんから出されまし

て、最初は何もわからないことが普通なわけですね。ですから、最初から微生物学的なマニュアルをつくるとか、化学的なマニュアルをつくるということがそもそも現実的なのか、またそれがいいのかということで、かなり皆さんそこら辺はクエスチョンマークのまま終わって、そして今日事務局が検討したようなことを突っ込んで調査をしてもらったという経緯でございます。この間はそういうことで結論を出しているというわけではない。

でも、例えば危害要因を分けていった場合には先ほどから申ししているように、理論的にはそういう分類というものが考えられますということでこういう検討をしていただいたという経緯でございます。ですから、最初から何々マニュアル、何々マニュアルというものの別にやるということが本当に実際に効くのかどうかということに対しては難しいと思うんです。むしろそういうものが間違った方向にいつてしまう可能性が十分あるということだろうと思います。

小泉専門委員 食中毒の厚生労働省でおつくりになったものをまず参考にしてというのは、私は大変いい方向性ではないかと考えています。やはり何かをつくるときにはたたき台がないと議論が進まないと思いますので、これを選ばれたのは大変結構なことだと思います。今も資料の3 - 2で御説明いただきましたようにいろいろな要因が当然あるわけで、分け方もいろいろあるかと思いますが、私はこの共通の骨格になるものを一般条項として作り、個別の危害要因別に特別条項という形で作っていけば、今のよう原因がわからないけれども、わかった時点で特別条項のこの部分に沿っていくというような形で使い勝手がよくなるのではないかと感じました。

丸山座長 ありがとうございます。今、小泉先生の方から事務局の方で先ほど御説明したような方向で検討をしていってよろしいのではないかと御意見をいただきました。もう一つは、ケーススタディというものを検討しながらという御提案は岡部先生や春日先生の方から御提案があったかと思うのですが、事務局で検討をした結果についてどういうふうにそれを評価と言ったら悪いのですけれども、岡部先生いかがでございますか。事務局の方の結論としては、そういうケーススタディというのは全然否定するわけではないけれども、個々に過去の事例を挙げていってみると、そこからマニュアルをつくるとか何とかという先の話がなかなか出てこないのではない

かというふうに説明されたとは私は理解したのですが、事務局もそういうジレンマみたいなものが出てきたということは確かでしょうね。

鈴木(章)課長補佐 お答えさせていただきますと、ケーススタディは非常に有意義なことで、我々もパーツとして何か使うことができるのではないかという認識がございます。ただ、今マニュアルをつくらなければいけないという現実問題がある中で、まず骨格はとりあえず何かでつくって、足りないようなところはそういうことを見るというのはあり得るのかなという考えの方が非常に検討においては現実的かなと。余り長い時間を検討にかけられないということも当然あるかと思えますし、そのようなやり方をさせていただければ、例えば岡部先生ですとか春日先生のお知恵を借りながら、そういったものも織り込めるところは織り込みながら検討ができればという考えは持っております。

春日専門委員 前回、私が提案させていただいたのは、まずは共通骨格をつくってはいかがでしょうかということが最初だったんです。その上でケーススタディを流してみても、ここから先は個別のマニュアルが必要だということがその時点でわかってくるのではないかという趣旨の提案だったつもりなんです。

それで、岡部先生の御意見は私の記憶の限りですけれども、過去の事例をもう一度振り返ってみて、そのときにももしも食品安全委員会が存在していたらどういう動きができたかという検討をしてみたらどうかという御意見だったかと思えます。ですから、事務局がこれまでになされたことは岡部先生と私の提案に沿った形でやっていただいたものと理解いたしますし、それに加えて資料2で整理していただいたような事例も、今後たたき台としてできた骨格に合わせてもう一度流してみるという例に使えるのではないかと思います。

丸山座長 ありがとうございます。そうしますと、春日先生も食中毒マニュアルというものを一つのモデルにして、それをいわゆる骨格として進めていくということでは、そういう方向性はよろしいというお考えでございましょうか。

春日専門委員 細かい点はまだ疑問が残っているのですが、基本的にはそれで結構かと思えます。

丸山座長 ありがとうございます。岡部先生、どうぞ。

岡部専門委員 その事例に合わせてというのは個々の例によって随分様子が違うことですから、やはり私も基本的なものがあつた場合はどこかであらかじめ応用問題をしておかないと実用的なものにならないだろうという意味が含まれているとして賛成です。

丸山座長 ありがとうございます。ほかに御意見ございましょうか。

但野専門委員 私も今の議論の方向に賛成でありまして、この資料2というのはマニュアルをつくっていく上で常に参考資料として使うというふうに位置付けるのが良いと思います。そういう意見です。

丸山座長 ありがとうございます。ほかに御意見がございましたらどうぞ。

そうしましたら事務局から御提案のあつた、また今、皆様方に御賛成いただいた既にある食中毒マニュアルというものを基に検討していくということにしたいと思います。既存のマニュアルはリスク管理機関におけるマニュアルですが、本委員会としての検討は資料5の流れにしたがって、これについて今日、先生方からいただいた意見を踏まえて、よろしければ次回の調査会までにこの検討を進めていく。そして、具体的な更に進んだ作業にかかるということとさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。それでは、もう一つの議題であります安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方というところに議論を進めてまいりたいと思います。事務局の方から、連携ということについて少し詳しい御説明があるそうでございますので、お願いいたします。

鈴木(章)課長補佐 では、説明をさせていただきます。

先ほど杉浦課長の方から説明もありましたとおり、食品安全委員会とリスク管理機関の連携の在り方というもの、言葉だけで見ますと何のことやらということが率直なところかもしれませんが、先ほどの説明の中でリスク管理機関と我々食品安全委員会で、政府の対応のマニュアルの体系というようなものを何かつくらなければいけない。そうなりますと、横のつながりとも申しましょうか、それが連携というような形になっておりますが、連携という言葉は非常に玉虫色かと思ひます。非常に強い意味合いから非常に弱い意味合いまであるかと思ひます。

当然この連携をどのような形で表記していくか。非常に強権的なところか

ら非常に手をつないでいくようなものまで、どこで折り合いがつけられるのだろうか。当然これは各府省との話もございませう。その中で、とはいえ我々のマニュアル等をつくっていくという過程、それから連携についてどんなことがあるのだろうかということを検討していただくために、本日このような議題をキックオフさせていただくと御理解いただければと思います。資料の方でも後ほど御説明差し上げますが、我々の委員会ができた経緯等を考えますと、我々が言うのは何ですが、非常に社会的な期待も高いかと思ひます。国民の皆様方がどのような形を望んでいるのかということ、これをまず1点認識しなければいけないかと思ひます。

片や一方、現実問題として組織として政府の中の一員として我々ができること、明らかにその部分については堅苦しい言葉で申しますと所掌事務におきましてできることという現実もあるかと思ひます。そのようなことがございまして、まず資料1にございませう例のところでは食品安全委員会のリスク管理への積極的な関与が必要なのかというような意味合いを込めて必要性ということ。

それから、2つ目にリスク管理機関への助言としておりますが、法的には勧告と意見というような形でございませうが、何らかの形で管理官庁に対しまして科学的見地の話をさせていただくようなことのやり方と、漠然としておりますが、そのやり方も何か念頭に置かなければいけないのかなと。

それから、当然リスク評価機関として我々の委員会が守るべき中立性と公正性というものもございませう。こういったことも議論の中ではどこかに踏まえていただければと思ひて、こちらの方に考え方の中の例として記載させていただいております。

本日、資料でお示しさせていただいているものの中で資料6というものがあるかと思ひます。こちらは前々回までに先生方に議論していただきました食品安全関係府省緊急時対応基本要綱というものを真ん中に記載してございませうが、各府省との連携のいわゆる対策本部をつくるというような合意をとったものが、こちらを核といたしまして食品安全委員会自身の緊急時対応基本指針というものをつくっていただいたわけにございませう。その中で、食品の関係府省というものはほかに厚生労働省ですとか農林水産省、それから環境省というものが通常入ってまいりますが、このようなところでもそれぞ

れのマニュアルがあるという現状でございます。

この現状の中で、一応の形として緊急時対応のマニュアルというものは、上の食品安全基本法から矢印が落ちておりますが、基本的事項というところを元といたしまして基本要綱というものを作成し、それと各府省のものというところで間を埋めるような形で作成させていただいたものがこのような体系でございます。今般つくらせていただくようなものになってまいりますと、非常に具体的な話題等が出てくる。そうしますと、連携というところをどのような形でやるべきかというものに若干具体性が求められてくるかということがございます。それが本日のこのキックオフすべき議題で、今後ここはどのような形かということを示していかなければいけないかと考えております。

資料7でございますが、現状このような緊急時というものの中でつくっていただいた体系がある。その中で、とはいえ先生方、皆さん御存じのこととは思いますが、食品安全委員会というものが昨年7月にできたとき、設立の経緯というものが当然ございました。それはどうしてかというようなことで、このリーフレットから取ったものでございますが、国民の食生活を取り巻く状況の変化ですとか、食の安全を脅かす事件が起こったこと、それから食の安全に関する国際的動向としてリスク評価機関が設立されたりというようなことを踏まえて食品安全基本法というものができてきた。

次に2ページ目で、現実問題として食品安全委員会の役割というものが法で決まりますとできてまいります。その中で我々にきているのはリスク評価というもの、リスクコミュニケーションの実施、それから緊急事態への対応、こちらは実は基本的事項の中で記載しているような形でございますが、こういったものについて柱としてできているということ。そして、次のページで食品安全基本法というものがどのようなものか。食品安全委員会というものがこの法律でできてきたというようなことが現実でございます。

そして、その次のページは先生方も何度も見ているものかと思いますが、リスク管理機関と食品安全委員会の関係というものを整理させていただくと、これは緊急時に限らない話でございますが、リスク評価、リスクコミュニケーションといったことで、我々がリスク評価をやっていく中でリスク管理は関係する府省でやっていくというようなことが図に表されたものでご

ざいます。

5 ページ目は、リスク分析としてリスク管理とリスク評価というもの、そしてリスクコミュニケーションというものが絡み合っていてできているというようなところが示された図です。これは設立から1年たって先生方にも何度も見ていただいているものでございますが、本日の議論に立ち返るときに参考にしていただければと思ひましてお示しさせていただきます。

以上、現実的なところ、そして社会的な要請というようなところも踏まえながら、連携について何らかの議論をしていただければと思ひていますので、よろしく願ひいたします。

丸山座長 ありがとうございます。この連携というのは少なくとも私は食品安全基本法あるいは食品安全委員会ができたそもそもの一番の柱であると思ひております。ですから、連携というのは当然でしょうと思ひますが、ここであえて連携ということをもう一度提案をしなければいけない、皆さんに検討していただかなければいけないということは、特にこのマニュアルをつくる上での最終的な目標とか、そういうふうなことで何か特別なことがあっておっしゃるのか。私自身そこのところが理解が足りないところがあるのですが、そこのところを御説明いただけますでしょうか。あえて連携ということを出すということについてです。

鈴木(章)課長補佐 舌足らずで大変恐縮でございました。連携ありきは当然のことでございます。先生のおっしゃるとおりでございます。先ほどちょっとさらりと言ってしまったのでいけなかったのですが、連携にもかなりの色合いがあるのかと思ひます。

非常に強い形、例えば食品安全委員会でリスク管理のやり方から何から示してこれでやりませんかというような形のものから、当然そういうものはリスク管理機関がやるものですからそういったところで検討を行う。その中で我々とのつながり方、そして食品安全委員会がどのような立場で科学的知見を元にしましてリスク評価とか、そういった手法を使って国民のためになるような形にするというもののいわゆる非常に強権的なものから、非常に中庸なものを経て、弱いところで情報の連絡を交換するようなものも連携と言うのかと思ひます。

その意味を込めまして、連携するのは当然なんですけれども、世の中から

見たときに食品安全委員会がどこまでそういったものに関与していくのか。関与というのは非常に消極的な意味で使っているのではなくて、求められていることというのが現実にあるんだと思います。更に、その中で求められていることは求められていることで当然でございますが、法的にはできることも実際にある。その中で一番国民にとってありがたい形、そして食品安全委員会としてもこうあるべきだと考える形、そういったものを連携という言葉一つで今は置き換えてしまっておりますが、その仕方というところがどの辺と申しますか、マニュアルを書く上で各府省とのつながり、あるいはそれがひょっとしたら侵食してしまうとか、そういったこともオプションとしてはあるかと思えますけれども、現実性などを考えた上でつくっていかなければいけないのかなということとは慎重に考えていかなければいけないという認識がありまして本日の議題にさせていただいている次第です。なかなかうまく説明できなくて恐縮でございますが、以上でございます。

丸山座長 そうしますと、このマニュアルをつくっていく上で大部分の作業を事務局の方でやっていただくことに結果としてなるのですが、そういうことができたときにこの専門調査会の先生方から連携ということを十分頭に入れていろいろな意見を出していただきたい。この連携が足りないよとか、ここが出過ぎだよとか、今おっしゃったような御意見を積極的に出していただきたいと受け取ってもよろしいのでしょうか。ちょっとしつこいようだけれども。

杉浦情報・緊急時対応課長 そういうことでございます。先ほどの鈴木補佐からの説明を補足させていただきますと、資料6で関係府省の連携を確保するために基本要綱というものを定めたということは説明させていただいたとおりですけれども、実際に食品安全基本法を見ても緊急事態への対応及び発生防止に関する体制を整備するとか、それから閣議決定をいたしました基本的事項を見ましても、食品安全委員会とリスク管理機関は相互間における十分な連絡及び連携を図るという規定はございますが、どのような連携をとるべきかという具体的な記載はありません。一方、基本要綱には各関係機関の間の連携が明文化されており、実際に緊急事態が起こった場合に具体的にどういう連携をすればいいかということが規定されております。

そういう意味で、緊急事態が生じた場合に各府省の連携のときのよりどこ

ろというか、実際にどういう形で連携すればいいかということを決めたものでございますので、非常に有効というか、役に立つわけでございます。もちろん各関係府省で危害要因別のマニュアルがこれからできていくわけでございますけれども、それらをどういう形で連携するかということが定められれば、またそれは役に立つということでここで意見をいただければと考えております。

丸山座長 わかりました。これはマニュアルをつくるという一番の柱があるわけですから、そのマニュアルをつくっていったって、具体的な中で皆さんからいろいろな御意見をいただくということにしたいと思えます。そのほかに、基本的なことで何か御意見なり、こうすべきだとか、あるいはまた質問がございましたら、連携ということに関して御意見がありましたらいただきたいのですが、いかがでしょうか。

近藤専門委員 たとえがいいか悪いか定かではありませんが、今回のBSEの20ヶ月齢未満の検査体制をリスク評価いただいて食品安全委員会、それから農林水産省も含めてその検査体制から除去するというように決めたわけですが、各県の体制では即刻そのような考え方から離脱して全頭検査に入るといって県がずっと続いているわけですね。また、国も来年度から継続的にそういうところには検査料を出す。

私は今回の一連の流れを見ていて、本当に連携がとれているのかどうか。これは反対のリスクだったら大変なことであって、そこは私は委員の一人として誠にもって残念だと思います。だけど、国民の思いというものは、消費者の思いというものはそこら辺にあるし、また地方行政のブランドを抱えているところはそういう方向でいくだろうし、非常に経済エコノミーと我々がやっているリスク管理というものの難しい面があると思うんですけども、そこら辺の国の中の連携体制というのはいかがなものかと思ってひとつお尋ねしたいところですが。

丸山座長 いかがでございましょうか。局長の方からお願いいたします。

齊藤事務局長 BSEのお話なわけですが、御承知のようにプリオン専門調査会でいろいろ議論をしてきて、我が国におけるBSE対策について中間取りまとめという形で9月の時点で一応の取りまとめを行ったわけでございます。それはあくまでも国内の状況について、端的に申せば発生し

てから3か年間の状況を今の時点で評価してみたときにどういうことが言えるだろうかという一つの整理を行ったわけです。ですから、これはまず国内の問題の整理をした。それが食品安全委員会としての科学的な立場ということになるわけです。

一方、管理措置ですね。中では検査月齢の問題が非常にクローズアップされていますけれども、結論のところを見ていただければわかるわけですが、項目自体は5つの項目にまとめられていて、その中でリスクの大きさがどうであるかということをもっと最初に述べた上で、措置としては3つの事柄について議論をしたという取りまとめになっているわけです。

その1つが月齢の問題で、もう一つはSRMの除去の問題、それからフィードバンの問題、更に研究の推進というような5つの柱になっていて、これはあくまでも国内の状況をそういう形でレビューをした。ですから、それを受けて管理省庁側が国内の対策をどうしようかということで今、検査月齢の見直しも含む、もちろんその中にはSRM除去の徹底であるとか、フィードバンについての一層の確実な実施とか、いろいろなものがセットで、管理省庁側としても対策をとるということでの諮問がきている。その諮問について、プリオン専門調査会が先日1回目に議論をしたという状況なわけです。

ですから、管理省庁側は今、諮問をしたわけですから、諮問をしたという観点からすれば月齢については20ヶ月以下の検査はやらなくていいという立場で、そこは中間取りまとめの中で取りまとめられている科学的な状況を見て、それに合わせた形での見直しを諮問されたという形になるわけです。そこは確かに役割分担がありますので、その間でのキャッチボールという形になっているわけで、ここは連携ということとは別の役割分担ということが評価をする評価機関の問題と管理機関の問題ですから、そこはやはり今のような形で截然と分けなければいけない。

一方、科学的な観点とは別に、検査について国の方針がそうであったとしても、それぞれ地方自治体はブランドの問題として検査を続けたいという要望が片方にある。それへの対応として、管理機関の側では一応補助制度を考えるという形になって今に至っているという状況だと思います。その諮問された中身については一度プリオン専門調査会で議論しただけで、そのときには諮問の内容について管理官庁側は本当のところどういうふうにかこの中で

もって更にどういうふうにしていきたいのかということについて質問を出した状態ですから、まだ中身の議論にまでは至っていないという状況です。ですから、諮問されたとおりの答申になるのか、またそれが違う形になるのかというようなことについては、現時点では何とも申し上げる状況ではありません。

ただ、そうは申しましても管理省庁側はそういう一応の方針を出しているわけですから、それに従って今、申し上げたような 20 ヶ月齢以下が科学的な観点から外されるとしても、ブランドという観点から検査を続ける自治体には補助をするという方針は決めているわけです。ですから、その辺が連携なのかどうかというお尋ねだと思うんですけれども、食品安全委員会の立場からすればプリオン専門調査会でどういう結論が出るのか。それに従って食品安全委員会としてのお答えをすることになるでしょうし、それが科学的な観点からのお答えになるわけですが、一方でそういうブランドのための措置をとるということを妨げるという立場ではなく、そこはいわゆる科学の問題とは別の問題だ、というふうに委員会としては考えるということになるかと思えます。

もちろん諮問のとおり、20 ヶ月ということになったときに、それについて国民の皆さんに十分理解をしていただくということは当然重要なわけですから、そういう意味でのリスクコミュニケーションを今後とも続けるという姿勢は変わりませんし、現時点ではまだプリオン専門調査会で議論をしているわけですから、これから行っていくリスクコミュニケーションの中での国民の皆さんの意見というのはプリオン専門調査会の場でも話題になるかと、そういう意味での情報のやり取りは当然あります。

一方、それはそれとして最初のお尋ねに戻ると、これはやはり評価と管理ということで2つに分けられた機能ですので、その役割分担ははっきり明確にしなければいけない。一方で、おっしゃるように連携という観点からすると、官庁間での情報のやり取りとか、そういうところは十分相互に理解をしながらということはお尋ねのとおりだろうと思えます。お答えになっているかどうかわかりませんが、プリオン専門調査会の議論なり、BSEに関する諮問全体についての委員会の立場というのは今、申し上げたようなことになるとかと思えます。

近藤専門委員 よくわかりました。私などはもう少しリスク管理の中で、このBSEというのは発生してからこれを解決しないと国民はどの食品についても納得しない状況にあると思っている一人なのですが、リスク管理を外していく中で私は当然科学性ということで非常に大事な面が潜んでいると思います。それは食肉となった時点での検査機構でいろいろと安全性は確保されているわけですが、今マスコミ、消費者の方々がリスクを外すことに抵抗があるのは、生産段階でまだいろいろな意味合いで肉骨粉らしきものが投与されているのではないかと。我々現場にいるとそんなことは絶対あり得ないわけですが、その科学的検証がOIEは監視機構をつくらないとどこまでいってもだめだと言っているわけです。そこら辺の監視機構から挙がってくる科学的知見と申しますか、科学的検証をはっきり出さないと、リスク管理を外すということは非常に難しいのではないかと申すんです。

だから、今回の20か月齢のリスク管理からそれを外したということに対しても、やはり出口と入り口との二重チェックで安全性が確認されたというような方向で政府全体が持って行っていただければありがたいと思うわけです。以上です。

齊藤事務局長 今いただいた御議論はプリオン専門調査会の方にも、こういう御意見があったということは御披露するようにしたいと思います。

丸山座長 近藤先生の御意見は、そうした連携というものが消費者の側からきちんと見えるようにしていくという御指摘と受け止めて、この緊急時のマニュアルをつくっていくときにも、こういうふうに連携がうまくいっている。食品安全委員会がこのように調整をしているとか、そういうことが是非見えるように、またそれが機能するようなマニュアルをつくっていくということが我々の使命ではないかと考えておりますので、具体的なお話が出たときには、どうぞそうしたところからの積極的な御意見をいただきたいと思っております。

それで、連携ということで行きますと、先ほど御了解いただいたように食中毒マニュアルというものを元に検討していきましようとなって厚生労働省の方とこれを検討していくときに、この場に出ていただくとか、御意見をいただくとか、あるいは場合によっては先ほどの資料6の方にありますように農水あるいは環境省とも関係してくる場合には、そうした御意見をいただ

くというようなことで検討を進めていく場合もあると受け取ってよろしいのでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長　そういうことでございます。必要に応じて今後、出席していただいて、それぞれの省庁の持っているマニュアルについて御説明いただくということが必要になってくるかと考えております。

丸山座長　それでは、皆さんもそのように御理解いただきたいと思います。

本間委員　食品安全委員会が持っている固有な権限と言ったらいいのか、それは何なんのでしょうか。例えば緊急の事態が起こったときに、仮に食品安全委員会のメンバーがそこに行ってサンプルをここに持ってきて分析するとか、そんなことはできないわけですね。どこかでだれかがやったデータを待って我々は判断するわけです。

そういうときに、例えば今のBSEの問題であれば非常にたくさんの蓄積があって、それをどういうふうに判断するかということはある程度得ようと思うけれども、新しい本当の緊急のときは待ちになるという気がするんです。仮に厚労省ならば現地に行って、あるサンプルを持ってきて分析する。我々はいつもそれを待っているわけですね。そうすると、そういう1次データが出たときに、我々はその状況を説明するというのがせめての役割になってしまうのか。あるいは、農水なり厚労省の方がここに出席して、我々は3分の1ずつリスクを分け合うという意味の説明の仕方になってしまうのか。

本当の意味での緊急事態が起こったときに我々が持っている固有にできることは、あえて1年たってお尋ねするようではありますけれども、何になるのでしょうか。何か指揮をするということはある得ないわけですね。

杉浦情報・緊急時対応課長　実際に緊急事態が生じた場合、現場における発生状況に関するデータの収集というのは当然リスク管理機関が行うということになるのではないかと思います。平時におきまして、食中毒に関しては厚生労働省が担当しておりますし、例がいいかどうかかわからないんですけども、BSEについてみれば生産段階でのデータの収集というのは農水省、それからと畜場における収集というのは厚労省がやっておりますので、食品安全委員会はそういった情報を収集した上で、両省から報告を受けた上で必要な助言をするとか、意見を述べるとか、そういう立場になるのではないかと思います。必要に応じてリスク評価をするという機能も持っている

いうふうに私は承知しております。

本間委員 そうすると、当委員会は結局は情報を分け隔てなく入手できることが確保されることがすごく大事な要件になりますね。それに基づいて、なるべく早く国民に説明をする、あるいは3分の1ずつ分けて説明をするというような事態になるのか知りませんが、その辺の我々固有のやるべきこと、できることというのは情報に基づいた評価、判断ということになるわけですね。要するに、皆さんのいろいろな意見をインテグレートするということがこの委員会の役割ということになりますか。

杉浦情報・緊急時対応課長 本間委員が今、話されたとおりではないかと思います。危害要因別の個別マニュアルというのはまだ決めていないわけですが、共通マニュアルとでも申しますか、危害要因別ではないマニュアルについては基本要綱とか基本指針という形で定めておきまして、ごらんになってわかるように情報収集・情報提供に関してどういう連携をすればいいかというようなことも書かれておりますので、実際に緊急事態が起こった場合の情報の提供というのはそういったマニュアルに沿って行うということになると思います。

丸山座長 ありがとうございます。それでは、先ほどのお話の続きでございますが、この議論は引き続き行うということは当然なのですが、次回は厚生労働省あるいは農林水産省の方からも御出席をお願いしてもらうということでいかがでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 事務局の方でその方向で調整させていただきます。

丸山座長 ほかに何か御意見ございますか。全体的なことでも結構でございます。

飯島専門委員 資料に各リスク管理機関との連携の在り方とありますが、例えば厚労省、農水省、環境省の連携は適切に行われていると考えて宜しいのでしょうか。

丸山座長 事務局の方からお答えできるのでしょうか。

鈴木(章)課長補佐 非常にうまくいっているとは思っております。これはマニュアルをつくる上であえて出ささせていただいておきまして、連携ができていないのでどうにかしてくれという趣旨ではございません。よりよい形、

よりよいものをつくるためにはこういう議論もあっていいのかなということで出させていただいています。重ねて申し上げますが、連携の方はうまくいっていると考えております。

丸山座長 飯島委員、御安心くださいませ。うまくいっているんだそうです。

飯島専門委員 別の例になりますが、先程新潟の中越地震がありました。今回の場合、連携がうまくいっていないように思えるところがあります。マニュアルありきで動いている部分があるようにも感じます。そのため、御質問をさせていただきました。ありがとうございます。

山本専門委員 この食品安全委員会とリスク管理機関の連携といった場合、私のイメージなんですけれども、食品安全委員会と各リスク管理機関の連携というよりは、多分食品安全委員会に期待されているのはリスク管理機関同士でうまく連携がとれていないときに、その調整なども非常に重要な部分として含まれるのではないかという気がするんです。

ですから、食品安全委員会はリスク評価と、リスク管理機関同士の緊急時の連携の調整がどの程度できるかどうかわかりませんが、その辺りが期待されているところではないかと思えます。

丸山座長 ありがとうございます。今の山本先生の御指摘は大変大事で、ただマニュアルをつくれればいいということになしに、また評価をするということだけでなしに、まさに調整機能というものがこの安全委員会に求められていると思うんです。したがって、マニュアルをつくる時もそうした調整機能というものがどういうふうの中に入っているかということは十分考えながらやっていく必要があるという大変貴重な御指摘だったと思います。

小泉専門委員 それに続きまして、私は全く今のおりだと思うのですが、資料6を見て私自身は大変違和感を持ったんです。

先ほど食品安全委員会の設立の経緯というところにもお話が及びましたけれども、思い起こしますとこの安全委員会というのは中立の機関なんだと。いろいろあったけれども、新たな食品安全行政を構築して展開していくんだということで、ものすごく期待されて出てきたと思うんです。そうすると、資料6の絵を見ると安全委員会が右下に書いてあるんですが、やはりこれは

一番上にくるべきだ。私たちのイメージなり意識なりとして、事務局の方でこういう絵をお描きいただくと何か遠慮して描いていらっしゃるのではないかという印象を持ってしまうんです。今のような言葉の御説明は別として、私たちのイメージとしては安全委員会という期待された機関があって、それでここから調整機能を発揮し、緊急時対応マニュアルをつくって、これが台本になっていくんだというくらいの意気込みでやっていかないとリーダーシップを取っていけない。ひいては皆さんの御期待に添えないのではないかという印象を持ちました。

丸山座長 鈴木さん、随分遠慮をなさってこう描いたわけですか。

鈴木（章）課長補佐 非常にありがたいお言葉をありがとうございます。遠慮し過ぎたのかということでもありますので、こういった資料をつくる時とか、そういうときもそういったところを念頭に置きながらしっかりとした、先生ひいては国民の皆様の期待にこたえられるようなものを資料もつくっていきたいと思います。

土屋専門委員 先ほどの飯島委員の意見に関連しますけれども、平時はそれでうまくいっているのだけれども、これが一旦緩急あるときに危機対応としては今のままでは不十分であろうから、連携していくべしとのマニュアルをつくる必要があるのではないかということだと私は理解しています。

ですから、このマニュアルをつくるに当たってはそれを絶えず念頭に置く必要があります。連携がうまくいっているんだったら、何で必要なんだということになりますので。ここに書いてございますように緊急時の対応ですね。ですから、いろいろな事例で緊急事態に遭遇するようなことが幾つかございましたけれども、ここではそれ故に必要なんだという認識の下に進めていく必要があるのではないかと思います。

丸山座長 ありがとうございます。

岡部専門委員 先ほどのケーススタディをもう一回見直した方がいいのではないかというのはそういったところの趣旨でして、一度何かマニュアルができたときに、かつてこういう委員会がなかったから動かなかったので、今度はこの委員会の動きとマニュアルによってできるというのがそこで初めて浮かび上がってくるのではないかと思うのです。骨子ができたときにこれまでのどれでもいいですから例にのっとって、今回はここに干渉できるん

だ、あるいはこういうコミュニケーションが取れるんだというような形で示していただくと非常に具体的になってくるのではないかと思います。

丸山座長 岡部先生が前の専門調査会からおっしゃっているケーススタディというのはそういうふうにしてやっていくということだと私も理解していますので、先ほどから出ている骨格を具体化したマニュアルをつくったときに、それを使ったケーススタディをやっていく。マニュアルをつくってしまえばそれでいいということではなしに、是非そういうことの作業をしていく必要があるという御指摘だと思います。ほかに御意見がございますか。それでは、事務局の方から何か御連絡などございますか。

杉浦情報・緊急時対応課長 特にございませんけれども、次回のこの専門調査会の日程ですが、早ければ年内にもう一回開催する。遅くとも年明け早々に次回の会合を開催したいと考えておりますので、後で日程を調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

丸山座長 それでは、以上をもちまして今日の第7回緊急時対応専門調査会を閉会させていただきます。どうも長時間貴重な御意見をいただき、また方向性がかなりはっきりしてきたということで御協力ありがとうございました。

これで今日の会は閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。